

# 平成18年第2回安城市議会定例会請願文書表

平成18年6月12日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平成18年5月22日
件 名	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願		
提 出 者	愛知県司法書士会 会長 日本司法書士政治連盟愛知会 会長 高金利引き下げを求める愛知連絡会 代表幹事 2名		
紹介議員	加藤勝美、早川健三		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請 願 の 趣 旨</b></p> <p>関係機関に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下、「出資法」という)及び「貸金業の規制等に関する法律」(以下、「貸金業規制法」という)を下記の通り改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう要請いたします。</p> <p>利息制限法は制限金利を年15パーセントから20パーセントとし、この利率を超過する利息は民事上無効であり、超過部分の返済義務がないと規定されているにもかかわらず、出資法の上限利率を超えない限り刑事罰の対象とならないことから大手をはじめとするほとんどすべての貸金業者は年25から29.2%の約定金利で貸付を行っています。たしかに貸金業規制法43条は債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付した場合に限り、これを有効な利息の支払と「みなす」という、いわゆる「みなし弁済」を規定しています。</p> <p>しかし、現実に「みなし弁済」の要件を満たした営業を行っている貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟においては利息制限法に基づいて債務額を確定し、過払金があれば債務者に返還するのが実務の常識であります。利息制限法と出資法の上限金利というダブルスタンダードがあるゆえに常に紛争が発生し、永年に渡って争われています。利息制限法所定利率で計算した結果、債務額が限りなくゼロに近くなるケースや過払いとなっていて、少なくとも利息制限法所定の利率であったならば多重債務には陥らなかったであろうと思われるケースは稀ではなく、様々な相談機関に持ち込まれる相談案件のうち、最終的に過払金訴訟や弁護士または司法書士による任意整理、特定調停手続などにより「借金がほとんどなくなった。」とか「過払金が返還された。」という事例は多く耳にする所です。</p> <p>従って約定利率が少なくとも利息制限法所定の利率であれば多重債務に陥らず、税金、社会保険料の滞納や家庭崩壊、犯罪等といった問題にならなかつたであろう事案も多くあることから、少なくとも出資法の上限金利を強行法規である利息制限法の上限金利まで引き下げられるべきであります。</p> <p><b>請 願 事 項</b></p> <p>(1)出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること</p> <p>(2)貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること</p> <p>(3)出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること</p>		